

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

- ◎ 今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対する個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成することになっています。



(1) 個別の教育支援計画とは

教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童（生徒）の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童（生徒）の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 113、中学校学習指導要領解説総則編 p 111）

◎ 「個別の教育支援計画」の作成と活用の留意点

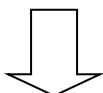
- 教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面から取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用します。
- 実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にします。
- 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全職員が共通理解すべき大事な情報となります。
- 就学前に作成される個別の支援計画を引継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切になります。
- 個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要になります。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 113～114、中学校学習指導要領解説総則編 p 111～112）



個別の教育支援計画を作成するにあたって

障害者の権利に関する条約で提唱された概念である「合理的配慮」の観点を踏まえ、設置者及び学校と本人及び保護者が、可能な限り合意形成を図った上で、個別の状況に応じて合理的配慮について決定し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映されることが期待されています。合理的配慮の提供は本人の意思表示がスタートであることから、個別の教育支援計画との関連を図ることは重要になります。



「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を作成していきます。

「個別の指導計画」については次のページ

(2) 個別の指導計画とは

個別の指導計画は、個々の児童（生徒）の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 114、中学校学習指導要領解説総則編 p 112）



特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の（3）のイ（p68）には以下のように記載されています。

イ 個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。

（ア）児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。（基礎的・基本的な事項）

（イ）児童又は生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの児童又は生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童又は生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第4節の1の（3）に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。（指導方法や指導体制の工夫）



◎「個別の指導計画」の作成と活用の留意点

○ 今回の改訂では、総則のほか、各教科等において、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障がいのある児童生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されました。

○ 特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとします。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要になります。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 114、中学校学習指導要領解説総則編 p 113）

◎個別の指導計画に基づく評価について

(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第4節3の(2) p70)

- 個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにするために、何を、どのように改善していくのかを明確にする必要があります。
- 個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第1章総則第2節の4に示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切になってきます。

(特別支援学校学習指導要領解説総則編第2章第4節3の(2) p272)



◎ 学習評価の充実について

① 指導の評価と改善

- 「児童生徒にこういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るために、学習評価は重要になります。
- 指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習過程の適切な場面で評価を行います。
- 観点別学習状況の評価について、「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で整理します。
- バランスのとれた学習評価を行うために、指導と評価の一体化を図る中でテストの結果にとどまらない多面的・多角的な評価を行っていきます。

② 学習評価に関する工夫

- 評価結果が児童生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要です。
- 学校間の接続も重視しており、進学時に児童生徒の学習評価がより適切に引き継がれるよう努めていくことが重要です。

(小学校学習指導要領解説総則編 p93、中学校学習指導要領解説総則編 p91)



ハンドブックのp85～88「4 学級経営(9) 評価と指導のまとめ」も参考にしてください。



(3) 個別的教育支援計画、個別の指導計画の様式及び配慮事項

	◆個別的教育支援計画◆	◆個別の指導計画◆
役割	個々の将来を見据えながら各学年段階において支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にし、必要かつ適切な支援を検討すること	目標や指導の手立てを明確にし、教職員間や教職員と保護者との間で指導に関する情報を共有すること、定期的な評価に基づき指導の改善を行うこと
記載内容の例	○本人のプロフィール ○本人・保護者の願い（生活・学習・進路等） ○支援の方針 ○支援の内容・方法（合理的配慮） ○支援を行う人及び関係機関 ○支援の評価と引継ぎ事項 等	○児童生徒の実態 ○本人や保護者の願い ○長期目標及び短期目標 ○具体的な手立て ○指導や支援の内容及び方法 ○指導や支援の評価 等
参画者	学校関係者（特別支援教育コーディネーター、担任等）、各関係機関の担当者（福祉、医療、労働等）、保護者（場合によっては本人）等	学校関係者（特別支援教育コーディネーター、担任、教科担任、養護教諭等）、保護者

（「第3次山形県特別支援教育推進プラン（概要）※」より）

- 特に決まった様式はありません。
- 必ず全ての内容を記載しなければならないものではありません。実情に応じて必要な項目を記載します。

※「第3次山形県特別支援教育推進プラン」平成30年 山形県教育委員会

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/plan3.pdf>

（概要版）<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/plan3g.pdf>



- 各学校においては、個別的教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方の違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図る必要があります。
- 個別的教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図ることが必要になります。
- 個別的教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障がいのある児童などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要になります。
- 校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要があります。

（小学校学習指導要領解説総則編p114、中学校学習指導要領解説総則編p112）



児童生徒の良さを生かした支援の工夫や、必要な配慮等についての情報を共有するとともに、確実に引継ぎましょう。

【参考】特別支援教育について「資料5 個別の指導計画の様式例」文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shoto/tokubetu/material/1298214.htm

（４）教育課程の編成



① 編成の手順

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、教育内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成します。

<特別支援学級の教育課程>

※ 各教科	特別の教科 道徳	外国語活動 (小学校)	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
----------	-------------	----------------	-----------	------	------

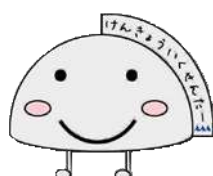
※ 弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級の各教科
 小学校：国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語
 中学校：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語

知的障がい特別支援学級において知的障がい特別支援学校の各教科に替える場合の各教科
 小学部：生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
 中学部：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、必要に応じて外国語

原則は、「小学校又は中学校の教育課程」に基づいて編成しますが、児童生徒の障がいの状態を考慮し、特に必要がある場合には、「特別の教育課程」によることができます（ハンドブックp16～18参照）。

編成した教育課程は、年度当初に所管する市町村教育委員会に届け出ます。前年度から教育課程について検討しておくことが大切です。検討・作成時期については、ハンドブックp58を参照ください。

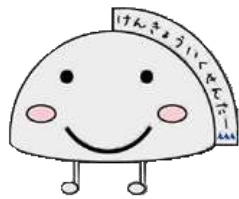
次ページから、特別の教育課程を編成するに当たっての手順の一例を、学習指導要領解説 総則編（小学校（平成29年）p43～45／中学校（平成29年）p44～45／特別支援学校（平成30年）p199～202）を踏まえて示します。



教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律ではありません。

それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである点に十分留意してください。

<特別の教育課程編成手順の一例>



障がい種によって編成の手順は異なります。
御自身が担当されている学級の例を御参照ください。

【弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級】

- i) 児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の把握と学校や地域の実態の把握
- ☐ 保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。
 - ☐ 在校生については、実施した教育課程に対する児童生徒の達成状況等も把握する。



- ii) 学級の教育目標及び児童生徒の実態を踏まえた指導のねらいの明確化
- ☐ 学校の教育目標の実現を目指して学級目標及び児童生徒の目標を設定する。
 - ☐ 児童生徒の実態及び生活年齢等も考慮し、重点や留意点を明らかにする。



- iii) 指導内容の組織
- ☐ 児童生徒のこれまでの学習の積み重ねの状況を考慮するとともに、将来の姿を見通して指導内容を選択する。
→各教科について当該学年の教科の目標及び内容が妥当か、又は下学年の教科の目標及び内容が妥当か、おおよその方向性を検討する。
 - ☐ 各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の教育の内容相互の関連を図る。
 - ☐ 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。
 - ☐ 各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。



- ※ 各教科等の指導においても、自立活動の個別の指導計画との関連を踏まえる。
- ※ 障がいの状態や特性に配慮する。（ハンドブックp30～33参照）

- iv) 授業時数の配当
- ☐ 小学校（中学校）の各学年における総授業時数に準じて配当する。
 - ☐ 各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める。
 - ☐ 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める。
 - ☐ 自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定する。

- ※ 週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする。

【知的障がい特別支援学級】

- i) 児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の把握と学校や地域の実態の把握
- ☐ 保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。
 - ☐ 在校生については、実施した教育課程に対する児童生徒の達成状況等も把握する。



- ii) 学級の教育目標及び児童生徒の実態を踏まえた指導のねらいの明確化
- ☐ 学校の教育目標の実現を目指して学級目標及び児童生徒の目標を設定する。
 - ☐ 児童生徒の実態及び生活年齢等も考慮し、重点や留意点を明らかにする。
 - ☐ 児童生徒のこれまでの学習の積み重ねの状況を考慮するとともに、将来の姿を見通して指導内容を選択する。
 - ・各教科について当該学年の教科の目標及び内容が妥当か、又は下学年の教科の目標及び内容が妥当か、おおよその方向性を検討する。
 - ・知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科を取り入れることが必要かを検討する。



- iii) 授業時数の配当
- ☐ 小学校（中学校）の各学年における総授業時数に準じて配当する。
 - ☐ 各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める。
 - ☐ 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める。
 - ☐ 知的障がい特別支援学級において、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定める。

教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切。その際、指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する。

- ☐ 自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定する。



※ 週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする。

- iv) 指導内容の組織
- ☐ 各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の教育の内容相互の関連を図る。
 - ☐ 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。
 - ☐ 各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。
 - ☐ 各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、内容相互の関連や系統性について配慮する。

② 時間割

各教科等の授業の1単位時間を、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めます。

1単位時間は、小学校で45分、中学校で50分が基本となりますが、授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要があります。

ただし、10分から15分程度の短い時間により特定の教科等の指導を行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要です（例えば、道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられません）。

また、時間割を年間で固定するのではなく、児童生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じ、弾力的に組み替えることに配慮する必要があります。

なお、小学校（中学校）学習指導要領に定められた相当学年の年間標準授業時数を確保することに留意することが必要です。

※ 学習指導要領解説総則編（小学校p62～65、中学校p63～66、特別支援学校p228～231）参照

ハンドブックp60に「時間割作成のポイント例」を示していますので、合わせて参照ください。



③ 指導計画

教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。

それを具体化した計画、つまり、授業につながる指導方法や使用教材も含めて具体的な指導により重点を置いて作成したものが指導計画です。

指導計画は、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動などのそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画です。

指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のがあります。

このような指導計画を具体化し、障がいのある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものが、個別の指導計画です。

※ 学習指導要領解説総則編（小学校p 67～72、中学校p 69～71、特別支援学校p 234～245）参照

指導計画の作成に当たっては、各教科等の指導計画と個別の指導計画とを関連付けながら作成することが大切です。

各指導計画は、PDCAのサイクルの中で、実践を通して評価し、学期や年度途中の変更や修正を加えながら、より児童生徒の実態に合った計画にしていきましょう。



ハンドブックp 62に「年間指導計画作成のポイント例」を示していますので、合わせて参照ください。

4 学級経営

(1) 学級経営について

学級経営について、『学習指導要領解説（平成29年告示）総則編』ではどのように示されているか確認しましょう。



小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p96、中：p95）

1 児童生徒の発達を支える指導の充実

(1) 学級経営、児童生徒の発達の支援

(1) 学習や生活の基盤として、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

（小学校のみ）あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

- 学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければなりません。児童生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、児童生徒が自分の特徴に気付き、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要です。
- 学級は、児童生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の教師の営みは重要です。

<学級経営を行う上で重要なこと>

学級の児童生徒の実態を把握すること＝確かな児童生徒理解

児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要です。



<学級担任の役割例>

- ☐ 学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級目標を設定する。
- ☐ 指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てる。
- ☐ 学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげる。
- ☐ 児童生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいのかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培う。
- ☐ 他の教職員と連携しながら学級経営を進め、開かれた学級経営の実現を目指す。
- ☐ 家庭や地域社会との連携を密にする。 など

上記の内容をしっかりと踏まえて、学級経営を行っていく必要があります。

そのためには、確かな児童生徒理解が基盤となります。



(2) 学級経営の内容

学級にかかわるすべての教育活動が学級経営です。
 学校の実情や児童生徒の実態等に応じて、必要なことを下記の表を参考に整理してみましょう。1年間の見通しをもつことにつながります。



特別支援学級の1年間（例：3学期制）

	学級経営等	年間を通して
4月	○引継ぎ ○始業式までの準備 ○個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成 ○（年間）指導計画の作成 ○時間割の作成	○個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用と評価、及び見直し ○（年間）指導計画の活用と評価、及び見直し
5月		○実態把握(アセスメント) ○授業づくりの充実（教材・教具の作成と活用／学習指導案）
6月	学校行事や学年の活動は・・・	○交流及び共同学習の推進 ○キャリア教育及び進路指導 ○校内の共通理解と協力 ○学級通信の発行 ○学級PTA活動の運営 ○保護者との連携・面談 ○生活指導・生徒指導 ○特別支援教育に係る校内委員会 ○就学相談
7月	○教科用図書を選定 ○学級経営の見直し ○1学期末の評価 ○通知表の作成と記入 ○2学期に向けて	など
8月	夏休み明けの指導は・・・	
9月		
10月	日々の授業実践と見直し、改善を	
11月		
12月	○学級経営の見直し ○2学期末の評価 ○通知表の作成と記入 ○3学期に向けて	来年度に向けて・・・
1月	〔1月～3月〕 ○次年度の教育課程の編成 ○次年度の個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成 ○（年間）指導計画の作成 ○引継ぎの準備	実施したことを振り返って、見直しと改善を図り、次につなげていきます。
2月	○3学期末・年度末の評価 ○通知表の作成と記入	
3月	○学級経営の評価（成果と課題のまとめ） ○指導要録・出席簿の記入と整理	連携が必要なことは・・・



(3) 学級事務について

学級経営に関する事務として、次のようなものが考えられます。

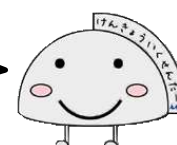
学級事務を進めていくに当たっては、**管理職や関係する先生方、保護者等と共通理解や情報の共有を図りながら取り組んでいくことが大切です。**



(学級事務の例)

項 目	主な内容
個別の教育支援計画	(参照：p 48～51 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用)
個別の指導計画	
教育課程の編成	(参照：p 52～54 教育課程の編成)
年間指導計画	(参照：p 62 年間指導計画作成のポイント)
時間割	(参照：p 60 時間割作成のポイント)
学習記録	学習の達成状況や指導の改善点、学校生活や行事等での様子など、必要に応じて記録しておく。
指導要録	(参照：p 86 指導要録について)
通知表	(参照：p 87 通知表の作成と記入)
出席簿	出欠状況の記入と管理
健康観察簿	健康状態の記入と管理
健康診断票	健康診断等の結果を記入、管理
学級会計	学級費・教材費・卒業積立など、集金等の計画を立てる。事務担当者や交流学年の主任等と確認しながら進める。
就学奨励費	事務担当者に確認。保護者への連絡等
学級通信	行事予定や家庭への連絡事項、学校生活の様子等を記載、保管
週の日課表	交流学級担任等と連絡調整して作成、保管
教材・教具	教材・教具の購入、保管・管理
備品・消耗品	購入や点検、保管
学級園	栽培等の計画と管理
特別教室の使用	教務主任等と連絡調整しながら、使用計画を立てる。
学年・学級行事	交流学年・学級の行事への参加、特別支援学級の行事の計画と実施 管理職や交流学年の主任等、保護者と共通理解を図りながら進める。
P T A活動	管理職や交流学年の主任等、保護者と共通理解を図りながら進める。
校内委員会	特別支援教育コーディネーターと連携 校内教育支援委員会、ケース会議、研修会等の企画・運営・参加
保護者会	保護者への連絡・企画・運営。交流学年の保護者会への参加
幼・小・中連携	児童生徒の共通理解と一貫した指導。切れ目ない支援につなげる。
関係機関との連携	教育委員会、医療機関、福祉関係等、管理職に確認して進める。

様々な学級事務があります。日常的に取り組むことと、予め取り組む時期(期間)が決まっているものがありますから、事前に把握しておく必要があります。不明なことやどうすればいいか迷ったときなどは、関係する先生方に確認しながら進めていきましょう。



今年度を振り返り、時間割や年間指導計画の作成のために、学校全体で共通理解や協力が必要なことなどについてまとめて、全体で確認しておくことが、次年度のスムーズなスタートのために大切です。



＜時間割作成のポイント例＞

- 児童生徒の学習の様子から、時間割作成に生かせることや、配慮が必要なことを事前に把握して、作成時に活用する。

（例えば）

- ・学習に集中できる時間帯がある。
⇒午前中の方が集中しやすいので、午前に教科学習、午後に技能教科を設定する。
- ・休み時間や給食の時間を時間割に位置付けておくと、それを見て自分で行動できる。
- ・「△時間目：○時□□分～○時□□分」を明記しておくと、時間を意識して行動できる。
- ・1時間目は、特別支援学級で学習した方が1日の見通しをもち安定して過ごせる。
- ・1週間の終わりの時間に特別支援学級で次週の予定を確認すると、月曜日落ちついて登校できる。
- ・1日の終わりは特別支援学級で学習した方が、部活動にスムーズに取り組める。
- ・休み時間や昼休み後は、特別支援学級で学習した方がスムーズに切り替えられる。
- ・できるだけ带状に時間割を組んだ方が、毎日の生活に見通しをもちやすい。
⇒1週間を通して1時間目と2時間目に国語と算数、5時間目に交流学习を設定する。
- 特別教室や体育館、グラウンドなどの使用について、教務主任と確認しておく。
- 交流の時間をどこに設定するか、交流学級担任や学年主任と打ち合わせを行う。
- 中学校の場合は、特別支援学級担任が、他学級で教科指導等を行う時間割について調整する。

○ 複数の児童生徒が在籍する場合の時間割は？

例えば、次のような方法が考えられます。

- ・まず、ベースとなる特別支援学級の時間割を作成します。
- ・それを基に、交流学級などを含めた一人一人の児童生徒の時間割を作成します。

ベースとなる時間割があることで、行事等で日程が変更になった場合でも慌てずに対応できるとともに、児童生徒にとって見通しがもちやすくなります。

○ 交流学习を進めるに当たって大切にしたいことは？

交流学級担任や教科担任と日常的に連携し、確認し合う時間を確保しておきます。

- ・木曜日に来週の予定などを確認し、金曜日に児童生徒に伝える。
- ・朝、教室に行く前に、予定の変更がないか確認し合う。 など



時間割作成に当たって、自分の学級で配慮することはないか、考えてみましょう。

実際に時間割を考えてみましょう。

児童生徒にとって分かりやすく生活しやすいかどうか、学習に集中して取り組みやすいかを基本に考えてみましょう。

時間割の枠は、児童生徒の実態や学校の実情に応じて工夫しましょう。



	月	火	水	木	金
登 校					
朝の時間					
1 時間目					
2 時間目					
中間休み					
3 時間目					
4 時間目					
給 食					
清 掃					
5 時間目					
6 時間目					
下 校					

年間指導計画を作成する場合には、一人一人の個別の指導計画との関連を図ることが必要となります。個別の指導計画の教科等の目標を達成するために、どのような単元や題材を、どのように配列したり、関連付けたりしていくか、教科横断的な視点で組織していくことが大切になります。



<年間指導計画作成のポイント例>

年間指導計画を作成することで、1年間の学習の見通しをもつことができます。また、児童生徒がどのような学習をしてきたのか、学びの履歴にもなります。そのために、具体的に作成することが大切になります。

- 各教科等の学習活動の見通しをもつために、1年間の流れに沿って単元や題材を配列する。
(例えば)
 - ・教科の系統性を踏まえて、単元を配列する。
 - ・学習が発展していくように、単元と単元の関連を図る。
 - ・学校生活（行事など）と関連付けて配列する。
 - ・他教科で活用することができるように、教科間の関連を図る。
- 学習活動の概要を示す。
 - ・単元名だけでなく、ねらいや主な学習内容、学習方法を示す。
 - ・単元ごとの授業時数を示す。

年間指導計画を作成したら・・・

- 個別の指導計画と照らし合わせてみましょう。
個別の指導計画との関連が図られているか確認します。
- 関係する先生方や教科担任の先生と、見直してみましょう。
複数の目で見ること、共通理解を図ることができます。
- 学習指導要領を確認し、指導内容の漏れがないか見直しましょう。



年間指導計画作成に当たって、大切にしたいことや配慮することはないか、考えてみましょう。

実際に年間指導計画を考えてみましょう。

児童生徒にとって学びやすく、必要な資質・能力が身に付く計画になっているかを基本に考えてみましょう。

年間指導計画の枠は、児童生徒の実態や学校の実情に応じて工夫しましょう。

下に示した枠は一部分ですが、1年間を見通して作成してみましょう。また、年間指導計画を基に、個別の指導計画を作成していきます。



1年間の中の1か月を想定して、計画してみましょう。

月 教科等	() 月	() 月
	○单元名 ○ねらい ○学習内容など ○時数 () 時間	

教科等名を記入します。(ここでは1教科)

実際には、1か月間に複数の単元を設定している場合が多いのではないのでしょうか。その場合も、1つ1つの単元について、学習活動の概要を示すことが大切です。

<○学級口学年 年間指導計画>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語												
社会												
算数												
理科												
音楽												
図工												
家庭												
体育												
外国語												
道徳												
総合												
特活												

年間指導計画を作成してみましょう。

○年間指導計画がすでに立ててある場合は、それぞれの単元や題材について学習概要が示されているか、見直してみましょう。

○これから、または来年度の年間指導計画を作成する場合は、1つの教科の1か月分について、計画を立ててみることからスタートしてみましょう。

（４）学級経営の進め方

① 学級経営案の作成

学級経営案は、学校や学年の教育目標を踏まえ、児童生徒の障がいの状態及び特性を考慮し、年間を通した学級経営の目標や方針を明確にしたものです。各学校や学年の様式に基づいて作成しますが、児童生徒の実態を丁寧に把握し、本人や保護者の願いを受け、具体的な経営の方針を立てましょう。



<学級経営案の項目例>

- ☐ 学級目標
 - ・目指す児童生徒像の具現化を図るために、本人や保護者、担任の願いが生かされるように留意して設定します。
 - ・日常の学校生活や行事等において、児童生徒が学級目標を常に意識できる工夫（掲示や学級通信など）を図り、目標を実現するために、児童生徒一人一人がどのように考え行動すればよいのかを一緒に考える機会を設定していきます。
- ☐ 学級の実態
 - ・学級の構成や傾向、雰囲気
 - ・個々の児童生徒の実態
- ☐ 学級経営の方針
- ☐ 月別・学期別の指導の重点
- ☐ 学習指導や生活指導、進路指導に関して
- ☐ 健康安全に関して
- ☐ 教室環境の整備に関して
- ☐ 家庭・地域・関係機関との連携について
- ☐ 学級組織（係活動や生活班など）
- ☐ 交流及び共同学習について
 - ・交流学級での授業の様子や委員会活動、クラブ活動、部活動等での活動の様子を把握し、関係する先生方と連携し計画していくことが大切になります。

学級経営案については、
学校の方針に沿って作成
します。

学級経営を進めるに当たって、大切にしたいこと

学級経営や学習活動を充実させるためには、保護者と合意形成を図って連携していくことが必要です。受容的・共感的な態度で保護者の思いを十分に聴き、受け止め、信頼関係を築くことが大切です。その上で、学校から伝えるべきこと、家庭での協力をお願いしたいことなどを話すようにしたいものです。

連携の回り方（例）

- 日常の連絡（連絡帳の活用、登下校の際）
- 学級通信の活用、懇談会等の設定
- 家庭訪問（定期的又は必要に応じて）



② 児童生徒のよさが生きる学級組織づくり

ア 意欲が生まれる学級組織

学級が集団として動くためには、学級を組織することから始まります。組織とは、集団内における役割分担であり、学級は組織活動によって生き生きとしてきます。

毎日の生活を維持する上での仕事や、集団の生活向上のための活動などを明確にしていけることが大切です。

イ 異学年への配慮

異学年の児童生徒が在籍する場合には、生活年齢を大切に、上級生としての行動ができるように、下級生のために活動するような機会を意図して設定していきます。

上級生としての意識を育み、下級生のモデルとなると共に、互いの絆を強めることにもつながります。

学級組織の目的

- ・ 集団形成（相互理解・まとまり）
- ・ 能力の育成（自主性・創造性）

学級の一員としての役割

- ・ 役割分担…責任感
- ・ 活動…充実感

係活動・班活動・当番活動

- ① 学級を運営するための活動
（例）掃除当番、給食当番、日直当番
- ② 学級生活を効率よくするための活動
（例）黒板係、連絡係、配布係
- ③ 児童会や生徒会などの自治活動への参加

活動を児童生徒と共に振り返り、頑張りを認め自分たちでできることを増やしていきましょう。



ウ 在籍が1名の場合の配慮

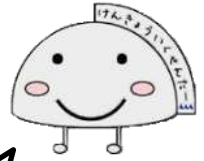
在籍が1名の場合は、教師の指導や支援が過度にならないように配慮することも必要になります。児童生徒の生活年齢や実態等を考慮し、本当に必要な指導や支援は何かを吟味してみましょう。

不必要な働きかけによって、児童生徒のやる気の芽を摘んでしまっていないかなど、常に振り返るゆとりをもちたいものです。また、集団の中で学習や生活することを想定して、1対1のかかわりの中で意図して指導すべきことはないか（例えば相手の話を最後まで聞く、分からないときは挙手して質問するなど）、考えてみましょう。



③ 学級経営の評価

児童生徒の活動の様子や変容等に基づいて、学期ごとなどに学級経営について振り返り、評価と見直しを図っていきましょう。



学級経営を評価する際に大切にしたいこと

(例えば・・・)

- ☐ 学級目標や経営の方針に基づいて、評価の観点を予め設定しておく。
- ☐ 日常の実践について、評価の観点に沿って記録しておく。
- ☐ 記録の際には、どのような手立てや取り組みが有効だったのか、うまくいかなかった要因は何か等を具体的に記入する。

児童生徒が、生き生きと学習したり学校生活を送ったりすることができるように、その基盤となる学級経営に丁寧に取り組んでいきましょう。



(5) 授業づくり

① 基本の考え方

特別支援学級においても、通常の学級と同様に、授業を通して児童生徒に「生きる力」を育てていくことになります。この「生きる力」を具体化し、育成を目指す資質・能力の3つの柱に沿って各教科等の目標や内容を整理したものが学習指導要領になります。ですから、授業づくりにおいては、学習指導要領の目標及び内容をしっかりと踏まえる必要があります。

また、個別の指導計画との関連を図り、一人一人の目標が達成されるように計画的に日々の授業を進めていくことが大切になります。



<授業づくりのポイント例>

○実態把握・目標及び指導内容の設定

- ・単元や題材に関わる実態、学習状況、得意な学び方、配慮が必要なこと、これまでの学習の様子などから、学習指導要領に基づいて、指導目標と指導内容を設定します。

○単元計画の工夫

- ・児童生徒の活動を予測し、単元全体の指導計画を立てます。

○学習活動の設定

- ・児童生徒の意欲を喚起する導入や主体的に取り組める展開、学んだことが実感できるまとめや振り返りなど、授業の構成を工夫します。
- ・考える場面や対話する場面、操作活動を設定したり、生活と関連付けたりして、学習したことが実生活で活用できる力になるように工夫します。
- ・学習内容に応じて、個別の学習やペア学習、グループ学習などを取り入れます。

○教師の役割

- ・どんな資質・能力を育てるのかを明確にすれば、必要な指導や支援をどの場面で行うかも、明確になります。ときには、待つことや児童生徒に任せることも大切になります。
- ・児童生徒にとって、分かりやすい発問や指示を工夫します。できるだけ簡潔に、分かりやすい言葉で伝えましょう。頑張りやできたことを認める声掛けも大切にしましょう。

○教材・教具の工夫

- ・児童生徒にとって活用しやすいかどうか、目標を達成するために有効かどうかを確かめながら、改善を図っていきます。

【参考】特別支援教育教材ポータルサイト（国立特別支援教育総合研究所） http://kyozai.nise.go.jp/?page_id=13

○場の設定の工夫

- ・学習意欲を高め、活動しやすい場の設定を行います。板書やICT機器などの視聴覚機器も、必要に応じて活用します。

○学習過程の見取りと評価

- ・児童生徒がどのように学んだのか、学習の過程をしっかりと見取り、評価につなげます。
- ・本時または単元を通してどんな力が身に付いたのか、学習状況を評価し記録します。また、教師の指導はどうであったかについても評価し、次の授業づくりに向けて、改善を図っていきます。
- ・目標に沿って、観点別学習状況の評価を行います。



② 学習指導案

授業に先立ち、その授業の目標を達成するために立てる計画書が学習指導案です。特に決まった様式はありませんが、どのように指導するのか、実際の授業を想定し、具体的に記載するようにします。

学習指導案（例）

〇〇〇〇〇学習指導案

令和〇年〇月〇日（〇）〇校時 場所〇〇
 学校名 〇〇〇〇〇〇 指導者 〇〇〇〇
 教科書 〇〇〇〇

1 単元名 教科によっては、題材名・主題名とすることもあります。

2 目 標 観点別学習状況の評価を考慮して書きます。

- (1) 全体目標
- (2) 個別目標

3 指導にあたって

- (1) 教材観（教材について）
- (2) 児童生徒観（児童生徒について）
- (3) 指導観（指導について）

*その他に校内や教科の研究テーマとの関係を書くこともあります。

4 指導計画（単元構成・評価計画も含む）

5 本時の指導

- (1) 目 標 ① 全体目標
- ② 個別目標

(2) 指導過程

区分(時間)	*学習活動(学習内容)	○発問 ★指示	●指導上の留意点 ◎評価 ◇支援等
導 入 ()			
展 開 ()			
まとめ ()			

(3) 評 価

ここには、基本的な学習指導案を掲載しましたが、学習指導案は、学校の形式に沿って作成しているのではないのでしょうか。

作成に当たっては、一人一人の児童生徒の目標、目標を達成するための学習活動、個々に必要な支援などを具体的に記述していくことで、単元や授業の振り返りに活用しやすくなります。



（６）交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習について、山形県教育委員会や学習指導要領解説総則編では、次のように示しています。

＜交流及び共同学習の意義＞

我が国は障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障がいのある人と障がいのない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが必要です。

共生社会の形成

障がいのある子どもたちにとって

経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間関係を育む機会となります。

障がいのない子どもたちにとって

障がいのある人への理解を深め、他者を尊重する気持ちや思いやりの心を育てる機会となります。

交流及び共同学習は、障がいのある子どもにとって有意義であるばかりではなく、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等の子どもたちや地域の人たちが、障がいのある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。

また、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

「共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進」より

平成29年4月 山形県教育庁義務教育課特別支援教育室

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kvoiku/700027/kouleaf1.pdf>

＜学校間相互の連携や交流＞

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育てるものとする。

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるために絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えることができる。

特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することが大切である。

学習指導要領解説総則編 （小学校 p 126～127、中学校 p 129～130）

上記の内容を踏まえて、次ページのようなことを大切にして交流及び共同学習を進めていきましょう。



＜交流及び交流学习を進める際の配慮例＞

＜児童生徒にとって＞

- 特別支援学級と交流学級の双方の児童生徒に、共に学ぶ目的がある。
- 共に学ぶことによって、達成感や成就感を実感できる。
- 互いに理解し合い、よりよい関係を築くことにつながる。



＜教師の役割＞

- 児童生徒の障がいの状態や発達段階等に応じて、交流する教科等を設定する。
- 双方の児童生徒の教育的ニーズを把握し、交流学习の達成状況を適切に評価するために、交流学級担任と事前の打ち合わせや事後の振り返りを行う。
- 通常の学級の児童生徒に対して、障がいの正しい知識や適切な支援、協力の仕方について理解を促す。
- 特別支援学級の児童生徒に対して、支援や協力の求め方、断り方、自分の気持ちの表現の仕方等について一緒に考えたり事前に練習したりする。また、交流学习後に一緒に振り返りを行い、頑張りを認めるように心がける。
- 交流学习の様子を見取ったり、特別支援学級担任も一緒に参加したりして、よりよい交流学习にするための支援等の改善につなげる。
- 事故の防止に努めるとともに、交流学习が児童生徒の負担過重にならないように配慮する。

＜児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の例＞

- 学校、学年、交流学級の行事に参加する。
- 交流学級で、特定の教科等の授業に参加する。または、興味や関心のもてる特定の単元や題材を選んで学習する。
- 交流学級での朝の会や帰りの会、給食、清掃活動、係活動に一緒に取り組んだり、休み時間等を一緒に過ごしたりする。
- 交流学級の児童生徒や担任が、特別支援学級での学習に参加する。
- クラブ活動や委員会活動、縦割り班活動などに参加する。
- 地域の小・中学校特別支援学級の交流会や共同学習に参加する。
- 地域の活動（子ども会や育成会の行事など）に参加する。

こんな配慮もときには必要に・・・

児童生徒の実態によっては、学習内容によって活動の場やグループ編成などが変わると、混乱してしまう場合もあります。交流学級担任と事前に確認し合い、本人に分かりやすく伝える必要があります。

また、交流学級に入るとき、授業が終わって教室を出るとき、互いに温かく声をかけ合えるように普段から配慮しておきたいものです。



＜交流学級担任や教科担任との日常的な連携を大切に＞

児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の力を発揮することができるように、交流学級担任や教科担任との日常的な連携が大切になります。

例えば・・

- ・登校時、いつものような元気がなかった。どうやら、友だちとトラブルがあったようだ。
- ・きょうの理科は、天候がいいので外での観察に変更しよう。

児童生徒の状態や予定の変更など、必要な情報を事前にどう連絡し合うか、確認しておく必要があります。

また、次週の予定や交流学習の時間などについて、交流学級担任や教科担任といつ打ち合わせを行うのか、予め日時や場所などを決めておくとしスムーズです。例えば、木曜日のうちに来週の予定などを確認しておけば、金曜日には児童生徒にも伝えることができます。

安全面や健康面などで、誰かの応援が必要になったとき、「どこに」または「誰に」、「どうやってSOSを発信するか」についても、学校全体で確認しておくことが必要です。

学校行事や全校集会などで配慮が必要なことについては、学校全体で確認し、対応の仕方など共通理解を図っておくとともに、保護者にも説明し、理解を得ておくことが必要です。



児童生徒の交流及び共同学習を振り返り、配慮することや改善が必要なことなどはないか、考えてみましょう。

【参考】交流及び共同学習「実践事例集」（インクルーシブ教育システム構築支援データベースより）
http://inclusive.nise.go.jp/index.php?page_id=113

(7) キャリア教育の視点に立った進路指導

キャリア教育について、学習指導要領では次のように示しています。

キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。(中学校のみ) その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

(小学校学習指導要領解説総則編 p 101～102、中学校学習指導要領 p 99～101)

児童生徒に学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることが示されています。

◎ キャリア教育を効果的に展開していくために

(小学校学習指導要領総則編 p 101、中学校学習指導要領総則編 p 100)

- 特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組みが重要となります。
- 自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められています。



◎ 特別活動の学級活動の内容「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」の実施に際して留意すること

(小学校学習指導要領総則編 p 101～102、中学校学習指導要領総則編 p 100)

- 総則において、特別活動が学校教育活動全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置付けた趣旨を踏まえることが大切であると示されています。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや人間としての生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組みを自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすということです。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要です。
- 学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理しました。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、**一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動**です。小学校から高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階又は中学校段階として学校段階に適切なものを内容として設定しています。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、小学校段階においては夢を持つことや職業調べ、中学校段階においては職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切です。

小・中・高等学校のつながりを意識して、見通しをもって指導していくことが大切になります。

特別活動の内容を踏まえ、適切に指導を進めていくことが求められています。



◎ 特に中学校の段階の生徒について（中総則 p 100～101）

- 心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期。このような発達の段階にある生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会との関わりを考え、将来、様々な生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助を行う進路指導が必要となります。

↓

生き方や進路の選択とは・・・

中学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではありません。中学校卒業後も、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の生き方や生活をよりよくするため、常に将来設計を描き直したり、目標を段階的に修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切です。



◎ 学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育や進路指導を効果的に進めていくために

（小総則 p 102、中総則 p 101）

- 校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要です。
- キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、その実施に当たっては、職場見学（小学校）や職場体験活動（中学校）、社会人講話などの機会の確保が不可欠です。幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業、NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して生徒を育てていくことが求められます。
- キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響との大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要です。その際、各学校は、保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路をめぐる環境の変化等の現実に応じた情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要です。

（特別支援学校学習指導要領総則編 p 282）



ここまで、キャリア教育について学習指導要領に沿って確認してきました。上記のことを受けて、学校として、どのようにキャリア教育に取り組んでいくのか、学校としての方針をしっかりと踏まえることが必要です。

◎ キャリア教育の推進

ア 基本的な方向性

- 特別活動の学級活動・ホームルーム活動を要としつつ、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としてのカウンセリング等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて実施すること。
- 特に日常の教科等の学習指導においてキャリアの視点を大事にし、将来の生活や社会と関連付けながら見通しを持ったり、振り返ったりしながら学ぶ「主体的・対話的で深い学び」を実現すること。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である「基礎的・汎用的能力」を育成すること。
- キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつけることにより、児童生徒の学習意欲を喚起すること。

イ 学校における具体的な方向性

- 学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の促進
- 職場体験活動や（アカデミック）インターンシップなどの職業に関する体験活動の充実
- 学校と地域・社会や産業界等が連携・協働した取組の促進
- 児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等（キャリア・パスポート）の活用



◎ 「キャリア・パスポート」とは

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育にかかわる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として各教科と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。

その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的にかかわり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければなりません。



◎ キャリア教育の視点に立った進路指導

進路指導は、学校卒業時の進路選択の支援にとどまらず、卒業後に働きたい、生きがいのある生活を送ることができるように、児童生徒一人一人の能力・適正に応じて、自立的に生活する力や働く力を、教育活動全体を通して育てるものです。例えば、身辺処理、体力、人とのかかわり、物事に取り組む意欲や態度、生活に必要なことばや数に関する力など、これらはすべて卒業後のよりよい生活につながっていきます。つまり、小学校の段階から児童生徒の実態やニーズに即した「キャリア教育」の視点に立った人間としての在り方、生き方に結び付く進路指導や支援が必要となります。

児童生徒自身が自己理解を深めながら、職業生活や社会生活に必要とされる知識や技能、態度を身に付け、将来自立と社会参加ができるよう、小・中学校や高等学校、特別支援学校、また関係機関との連携を通して、組織的・継続的な取り組みを行っていくことが大切です。高等学校卒業の社会参加の姿をイメージして、小・中学校の早期の段階から、それに関する情報収集を行い、計画的に進路指導を進めましょう。



<進路指導に当たって>

- ☐ 障がいの状態、発達段階、特性等を十分に把握する。
- ☐ 本人の夢や希望を大切に、そのために必要な現在の目標を具体的に設定する。
- ☐ 進路学習、産業現場等における実習、進路相談を通して、将来の自立に向けた意識を高める。
- ☐ 進路先を本人が自己選択、自己決定できるように支援する。
- ☐ 保護者と連携し、情報提供や情報交換を深める。

<特別支援学級の担任の役割>

小・中学校卒業後だけでなく、その先の将来の生活を見通して進めていくことが大切です。

<小学校担任の役割>

- ☐ 児童の基本的な生活習慣、対人関係、通学など、卒業後の生活につながる自立的な生活力を高めていく教育活動を計画して行う。
- ☐ 中学校や将来の生活（特別支援学校高等部、高等養護学校、高等学校等）を見据えながら、保護者との話し合いを進め、進路に対する意識を高める。
- ☐ 具体的な進路(中学校の特別支援学級を軸に、中学校の通常の学級、特別支援学校の中学部)を検討する。
- ☐ 小学校卒業後の就学先の検討について、必要に応じて、学校見学や体験入学の機会を設定する。

＜中学校担任の役割＞

- 中学校卒業後の進路を見据え、保護者と共通理解を図りながら、3年間の計画を立てる。
- 近隣の特別支援学級や特別支援学校、関係機関から集めた情報を「進路に関する学習」や面談などを通して保護者や本人に提供する。
- 特別支援学校の高等部や高等養護学校、高等学校を見学したり体験したりする機会を設定する。
- 「どんな仕事があるか」、「どんなことをしたいのか」など本人が自己決定できるように支援する。
- 具体的な進路（特別支援学校の高等部や専攻科、高等養護学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、専門学校・高等専門学校、職業能力開発校、就職、家事従事）を検討する。
- 特別支援学校高等部や高等養護学校へ進学の場合、入学選考がある。中学校1年の段階から、学校見学や進路等教育相談を受ける必要があるため、保護者と共通理解を図りながら進めていく。不明な点は、各校に問い合わせをして確認する。
- 高校へ進学の場合、その旨を市町村教育委員会へ事前に連絡する。また、受験時や入学後に必要な合理的配慮について保護者及び高等学校と合意形成を図っていく。
- 障がい者雇用枠での就職を希望する場合、療育手帳等が必要となるため、児童相談所や福祉事務所に事前に相談する。また、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等、関係機関に相談したり情報収集したりする。
- 進学、就職等に向けた書類の作成、受験への準備を行う。

【参考】

○ 高等学校入学者選抜情報（山形県教育庁 高校教育課）

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700013/h25nyuusenkankei/>

○ 山形県の「障害者就業・生活支援センター」

<https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/shogai/shuro/8090004nakapothu.html>



(8) 情報発信と連携

① 関係者との連携（年間を通して）

○ 保護者との連携・面談

保護者や家庭との連携及び協力は、教育の基盤です。その重要性は、特別支援教育においても同様で、学校だけでなく、家庭を含めた生活全体を通した教育が大切になります。

特別支援学級では、障がい等による困難さを抱えているため周囲から受ける影響によって、児童生徒の心身の状態が大きく変わることを考えると、より安定した保護者との信頼関係の絆を結ぶことが必要になります。

現在の児童生徒へのかかわり方だけでなく、児童生徒の学校生活や将来の生活について、様々な願いや悩みを抱える保護者の気持ちを受け止め、必要な支援を行っていきましょう。

また、情報不足から、保護者が不安になる場合も考えられるので、関係機関と連携し、必要な情報を提供できるよう準備しておくことも大切です。ただし、保護者の願いを聞き取るだけだったり、単に学校の指導方針を保護者へ伝えたりすることで終わらないように、十分留意しましょう。

<家庭と連携する方法や場面の例>

連絡帳、電話、学級通信、授業参観、授業協力、親子行事、個人面談、家庭訪問 等



<保護者と面談する際の配慮事項>

□ 保護者の心情への配慮

面談に当たって、保護者の気持ちを共感的に理解することが大切です。保護者の話に十分に耳を傾け、保護者の不安を和らげましょう。子供や家庭のために、保護者は精一杯努力をしているという思いをしっかりと受け止めましょう。

□ 保護者の願いの確認

学校や家庭での生活、学習、進路などについて、保護者の願いや考えを確認しましょう。担任から伝えなければならないこともあると思いますが、面談の中で、保護者の話を伺う時間はしっかり確保する必要があります。「先生から話を聴いてもらえてよかった」と、保護者に実感してもらえることが大切です。

□ 保護者への伝え方

保護者の話を伺う中で、保護者の捉えている子供像が、学校での様子と大きくかけ離れていると思われる場合も出てくるかもしれません。その場合は、その場での対応を急がず、毎日の保護者とのやり取りの中で、少しずつ児童生徒の様子を丁寧に伝えていきましょう。

家庭での様子を聴いたり、協力をお願いしたりして、保護者と一緒に考える過程を通し、保護者が子供の状況をきちんととらえることができるようにしていきます。

□ 最終的には保護者（本人）の自己決定

面談に当たって、学校側から一方的に「このようにやってください」と指し示すのではなく、保護者や本人の気持ちを大切にどのような方向で物事を進めたいのか、最終的にどうしたいのかなどを確認しましょう。結果的にどのような決定になっても、その後の関係づくりに努め、情報提供や面談をこまめに行います。時間をかけて、保護者自身が気持ちや考えを整理しやすくするような状況づくりに努めましょう。

実際に面談等を進める際には、事前に次のことを確認しておきましょう。



<面談の際の確認事項>

□ 面談の場所、時間、目的、人数、大まかな流れと役割分担（複数で対応する場合）を事前に話し合っておく。急な面談の場合も、管理職に面談を行う旨を伝え、目的・流れなどについて事前に許可を得る。

□ 学校で時間を決めて面談をする際は出迎えるように心がける。出迎えが難しい場合は、事前に他の教職員に対応を依頼する。その際、学校として「来校する保護者の思い」に十分配慮する。

□ 家庭訪問の際、約束の時間を厳守し、遅れる場合は速やかに事前連絡を行い相手の承諾を得る。訪問時間や目的には十分配慮し、失礼のないようにする。

□ 家庭状況や相談の内容（児童生徒・保護者からの依頼があった場合）に事前に目を通して把握しておく。面談の中で安易にプライベートな話題に触れないようにする。

□ 学校の代表として面談に臨んでいることを忘れず、言葉遣いや話す内容、身だしなみ、マナーに配慮する。面談内容の守秘義務（管理職への報告は除外）を遵守する。

□ 面談内容は速やかに管理職に報告する。

○ 校内の共通理解と協力

学校生活の中で、児童生徒が個性を発揮し、健やかに成長・発達するためには、校内において温かく理解され、安心して学習に取り組める教育支援体制の構築と運営が必要です。そのために、管理職が学校全体へ働きかけて特別支援教育を柱とした学校運営を進めていくこと、また、特別支援学級担任から管理職に働きかけて、特別支援学級の教育や児童生徒についての理解を図っていくことが大切になります。

<校内体制づくりに向けて>



<児童生徒の理解>

☐ 職員会議での共通理解

- ・積極的に特別支援学級の児童生徒に関する情報を伝える。

☐ 学校や交流学年通信の活用

- ・学校や学年通信に記事を書き、特別支援学級の様子を知らせる。

☐ 廊下の掲示の工夫

- ・特別支援学級の児童生徒の作品等を教室の廊下壁面に掲示する。

<授業・校内研修の充実>

☐ 校内授業研究会

- ・特別支援学級の授業を参観してもらい、意見や改善点などを出し合う。

☐ TT・ゲストティーチャーの活用

- ・校内教職員に授業中の役割をもってもらう。単元設定や教材づくりに関してアイデアや製作の協力を得る。

☐ 研修内容の伝達

- ・研修会情報（通常の学級における特別支援教育など）を伝える。

☐ 特別支援教育の推進

- ・特別支援学級担任は、校内における特別支援教育の体制整備、発達障がいに関する知識や技能などに関する指導や支援の充実についても活動が期待される。また、校内の就学に関する指導の面でも、日頃校内における様々な児童生徒の把握を行う。

<交流学級との連携>

☐ 学年会への参加

- ・交流学年の学年会に参加し、必要な打ち合わせや検討を行う。

☐ 交流学習や学年行事への参加

- ・交流学級や学年の先生からも積極的に活動に誘ってもらう。

☐ 保護者面談の工夫

- ・必要に応じて、交流学級担任や学年主任も交えて懇談する。

☐ 家庭訪問の協力

- ・交流学級担任が家庭訪問を行う。（特別支援学級担任と一緒に、又は個別に）

＜交流学習や活動の工夫＞

- ☐ 教室の開放
 - ・休み時間に、多くの児童生徒との交流を図る。
- ☐ ミニ発表会
 - ・交流学級の児童生徒を招待し、学習の成果を発表する場を設ける。

＜特別支援教育コーディネーターとの連携＞

- ☐ 児童生徒の共通理解
 - ・常に情報を共有し共通理解を図るとともに、指導方法や保護者との連携、卒業後の進路など、迷ったり困ったりしたときは相談する。
 - ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、実施、評価、見直し、改善の取組みを、コーディネーターと共に進めていく。
 - ☐ 校内委員会や教育支援の取組み
 - ・コーディネーターと協力しながら校内委員会を開催したり、教育支援の取組みを推進したりする。
- ＊特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターを兼ねている場合は、管理職及び校内委員会等に関係する先生方と相談しながら進めていく。

＜教科担任との連携＞

- ☐ 児童生徒の共通理解
 - ・育成を目指す資質・能力や学習の進め方、必要な支援などについて共通理解を図る。
- ☐ 日常的な連携
 - ・児童生徒の状態や学習の様子などについて、互いに確認し合う。
 - ・学習を振り返り、達成状況や進度、指導方法などについて共通理解を図る。

校内体制づくりを進めるに当たって、個別の教育支援計画や個別の指導計画を使って児童生徒の理解を図ったり、指導方法を確認したりしましょう。よりよい理解と一貫性のある指導につながるだけでなく、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用にもつながっていきます。



○ 関係諸機関との情報共有

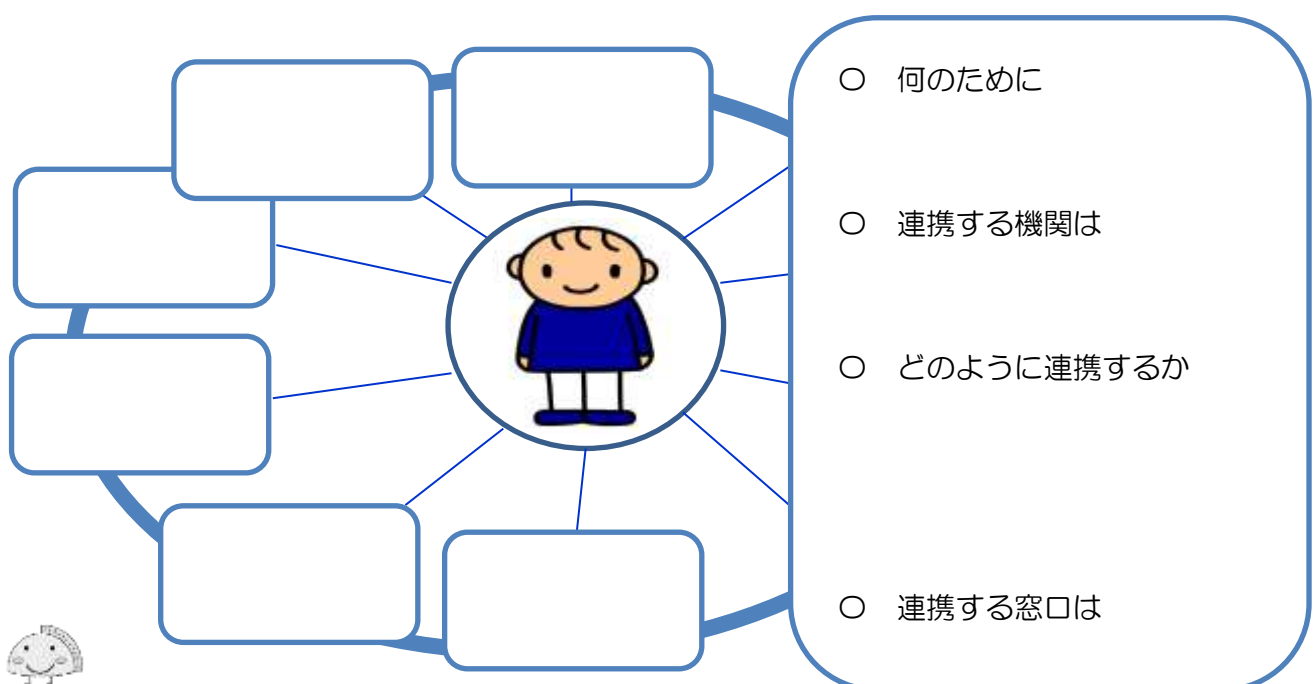
様々な関係諸機関と連携する際には、特別支援学級担任だけで進めていくのではなく、管理職及び校内の関係する先生方との共通理解のもと、学校として連携していくことが大切になります。連携が必要な関係諸機関としては次のような機関が考えられます。児童生徒や保護者の願い、学校としての指導方針などをしっかりと踏まえて連携を図っていきます。

医 療	保健・福祉	労 働
☐ 主治医 ☐ リハビリ等担当者 など	☐ 市町村の福祉課 ☐ 送迎サービス ☐ 放課後等デイサービス ☐ 学童保育 など	☐ 障害者就業・生活支援センター など

<関係諸機関と連携する際の配慮点>

- ☐ 何のために・どの関係機関と・どのように連携するのか、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得た上で進めていく。
- ☐ 外部と連絡調整する窓口を一本化する。（教頭先生など）
- ☐ 連携して取り組んだことについて、個別の教育支援計画等に記録する。また、その内容を管理職に報告するとともに、保護者と共有する。
- ☐ 連携したことが有効であったか、課題等はないか、関係する先生方と見直し、改善につなげる。

児童生徒を支えるため、どのような連携が必要か整理し、見直してみましょう。



② 学級通信の発行

学級通信を積極的に活用して、児童生徒の活動や学級の様子などを伝えていきましょう。保護者や他の児童生徒、先生方に理解していただく貴重な機会になります。様々な立場の読み手を意識して作成しましょう。

<作成するときの配慮点>

- ☐ 児童生徒の写真や作品などを掲載してもよいか、保護者の確認を得る。
*個人情報の取り扱いについては、学校の取組みに沿って進めていきましょう。
- ☐ 誰に配付するのかを明確にして、校内で共通理解を図る。
- ☐ 学年主任や管理職の点検を受ける。
- ☐ 交流学級の学級通信の一部に支援学級のコーナーを設定する、紙面の構成を毎回同じにするなど作成の方法を工夫し、担任の負担過重にならないように配慮する。
- ☐ 特別支援学級の児童生徒に学級通信の内容を説明するなどして、児童生徒の達成感や意欲につながるように活用する。

<学級通信作成のポイント>



〇〇学校□□学級 第△号

成長を実感できた校外学習！

先週の校外学習では、・・・

学級通信のタイトルを児童生徒と一緒に考えたり、タイトルを児童生徒が書いたりすることで、興味を喚起することにつながります。

一人一人の成長や頑張っている様子を紹介します。児童生徒の感想や作品などを載せると、より伝わりやすくなります。
楽しく、生き生きと学校生活を送っている様子をお知らせできるといいですね。

来週の予定

	月	火	水	木	
1	国語	算数			
2	体育	音楽			

教科等名だけでなく、単元名や学習内容などを記載すると、児童生徒にとって分かりやすくなります。
一人一人の時間割が異なる場合は、表記の仕方を工夫しましょう。（交流の場合は☆マークを付ける⇒☆1年：体育 など）

連絡・おねがい

・来週の図工では、・・・

・

日頃、保護者にご協力いただき感謝していること、今後一緒に取り組んでいきたいことなど、担任の思いや情報を伝えましょう。また、保護者や交流学級の担任など、いろいろな方の声なども紹介しましょう。

③ P T A活動の運営

保護者との連携を図るために、P T A活動があります。実際には、学校全体のP T A活動、交流学年や交流学級のP T A活動、特別支援学級で行うP T A活動などが挙げられます。保護者と担任の連携を図るだけでなく、保護者同士の交流を促すことにもつながります。それぞれのP T A活動の趣旨を保護者と共有し、実りのある活動にしていきましょう。



P T A活動を通して保護者の方が、
「いろんな先生方に支えられている」
「他の保護者の方とつながることができて安心した」
そんな思いになるように、サポートしていきましょう。

(9) 評価と指導のまとめ



① 評価に当たって

学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童生徒においても通常の学級と同様です。個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行うことが求められています。

<観点別学習状況の評価の観点>

「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」

<特別支援学校（知的障がい）における各教科の評価について>

特別支援学校の新学習指導要領においても、小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の3つの柱で目標及び内容が整理されています。

各教科の学習評価においては、観点別学習状況を踏まえ、端的な文章記述とすることが重要です。

このことを受けて、知的障がい特別支援学級においても、学習評価を文章記述する場合には、各教科の観点別学習状況をしっかりと踏まえる必要があります。



② 指導要録について

指導要録の整理や記入については、学校としての方針を踏まえて進めていくことになります。不明なことがあった場合は、管理職を通して市町村教育委員会に相談しましょう。

<参 考>

「小学校 児童指導要録取扱いの手引 令和2年1月 山形県教育委員会」より

令和2年度第2学年以上に在籍する児童については、「指導に関する記録」は新様式を作成し、新・旧様式を整理し保存する。「学籍に関する記録」は、新様式を作成するかどうかを設置者において判断する。

特別支援学級在籍児童の指導要録

「指導に関する記録」については、必要がある場合には、特別支援学校用のものを使用することが望ましい。ただし、知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部児童指導要録の様式を使用する場合、「総合的な学習の時間」「外国語活動」の記録の欄がないため、小学校用の指導要録の様式に記入することとし、2種類の様式を併用することになる。

※ 小・中学校ともに、特別支援学級においては、自立活動の指導についても指導要録に記入することになります。

小・中学校用「指導に関する記録」の様式を使用している場合には、「自立活動」の欄がありませんので、次の様式に記入することになります。

- ・知的障がい特別支援学級

⇒知的障がい特別支援学校の様式2の「自立活動の記録」の欄に記入します。

- ・弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がい特別支援学級

⇒視覚、難聴、肢体不自由、病弱の特別支援学校の様式2の「自立活動の記録」の欄に記入します。

③ 通知表の作成と記入

通知表は、各学校において作成されるものなので、学校の様式や作成上の留意点等を踏まえる必要があります。その上で、特別支援学級においては一人一人の児童生徒に応じた内容で作成することができます。

作成に当たって、どのような様式にするか管理職や関係する先生方と十分に検討し、共通理解を図って進めていくことが必要です。

<記入する際のポイント例>

- 本人や保護者にとって、分かりやすい表現で書く。(専門用語は控え、具体的に)
- 児童生徒の努力する様子や頑張り、できるようになったことなどが伝わるように書く。
- 各教科等について、どのような学習内容に取り組んだのか分かりやすく示す。
- 各教科等にどのように取り組み、現在の達成状況はどれくらいなのか、分かりやすく示す。
- 交流学习や教科担任が担当する教科等については、どのように記載するか事前に交流学級担任及び教科担任と確認しておく。

学習状況や学校生活の様子については、日頃から保護者に伝え、理解を得られるように心がけましょう。児童生徒が実際にどのような資質・能力を身に付けたのか、保護者や本人の認識とずれが生じないように配慮します。

また、通知表の見方について丁寧に説明することを大切にしましょう。

④ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の見直し

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、各月や学期毎などに見直すことが大切です。支援内容や方法等が適切かどうか、達成状況はどうか、変更が必要なことはないか見直し、改善を図っていきます。見直す際には、関係する先生方と複数の目で見ること、よりよい改善につながっていきます。記載内容を変更する場合には、追記していくことでどのようにステップを踏んできたのかが分かり、引き継ぐ際に有効になります。



⑤ 次年度への引継ぎ・関係者との連携（年度末）

前ページの③で見直しや改善を図った個別の教育支援計画及び個別の指導計画を、次年度への引継ぎや関係者と連携する際に活用します。



＜引継ぎ・連携に当たって＞

- 関係機関等と、個別の教育支援計画を用いて次年度の支援の方向性や役割分担などを明確にします。
- 関係する先生方等と、個別の指導計画を用いて次年度の目標や指導内容、指導方法の方向性を共有し、具体的な指導や支援につなげていきます。
- 進学や就労の際には、進路先・就労先とどのようなことをどのような方法で引き継ぐのか（個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用する等）、保護者と合意形成を図ります。

校内の先生方や保護者、関係機関等と、年度内に次年度の大まかな取組みについて見通し、共通理解を図っておくことで、次年度のスタートがスムーズになるとともに、切れ目ない支援につながっていきます。



コラム 特別支援教育にかかわる校長の役割とは

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制ガイドライン」より
(平成29年3月 文部科学省)

＜特別支援教育を柱とした学校経営＞

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。

学校運営上、校長が念頭におくべき事項として、次のような内容が考えられます。

- 特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制の構築（組織対応）
- 特別支援教育に関する教員の専門性の向上（資質向上）
- 特別支援教育についての児童等、保護者及び地域への理解啓発（理解推進）
- 特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進（外部連携）

(10) 教科用図書の選定



学校教育法第34条の規定により、小・中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければなりません。小・中学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第139条の規定に基づき、児童生徒の実態に合った教科用図書を選定し、使用することができます。

特別支援学級の教科用図書は、教育目標や各教科等の指導内容を十分に吟味し、児童生徒一人一人の学習の状況や障がい等に応じて適切なものを準備しましょう。特別の教育課程を編成している特別支援学級では、児童生徒の実態から文部科学省検定教科書を使用して学習を行うことが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用することができます。学年進行に合わせて教科用図書の種類を変更することは可能ですが、本人・保護者と話し合い、十分に検討して合意形成をする必要があります。



<児童生徒の実態に応じた教科用図書の選定>

- ① 文部科学省検定教科書の中から、該当学年のものを選定する。
- ② 文部科学省検定教科書の中から、該当学年よりも下学年のものを選定する。（中学校で使用する下学年には、小学校用を含む）
- ③ 文部科学省検定教科書の中に適当なものがない場合、特別支援学校文部科学省著作教科書の中から選定する。

視覚障害者用	「点字版」	
聴覚障害者用	小学部「言語指導」	中学部「言語」
知的障害者用	小学部「国語」「算数」「音楽」	} 通称☆(星)本（下の表参照）
	中学部「国語」「数学」「音楽」	
- ④ 上記①～③の検定教科書及び著作教科書の中に適当なものがない場合、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（絵本等の一般図書）の中から選定する。

※一般図書を使用する場合は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。一般図書と検定教科書を同時に無償給与できないので留意する。

<文部科学省著作教科書 特別支援学校知的障害者用（☆印本）>

学部	教科名	使用学年	書名	発行者
小学部	国語	第1～6学年	こくご ☆～☆☆☆	東京書籍
	算数	第1～6学年	さんすう ☆～☆☆☆	教育出版
	音楽	第1～6学年	おんがく ☆～☆☆☆	東京書籍
中学部	国語	第1～3学年	国語 ☆☆☆☆	東京書籍
	数学	第1～3学年	数学 ☆☆☆☆	教育出版
	音楽	第1～3学年	音楽 ☆☆☆☆	東京書籍

選定は1教科につき、1教科書です。二重給与があってははいけません。また、教科書の給与履歴を作成し、進級時や進学時に以前選定した教科書と重ならないようにします。

文部科学省の名義を有する教科書（☆印本）の見本は、各地域の指定された教科書展示会場や県教育センターで閲覧することができます。附則第9条に規定する教科用図書（絵本等の一般図書）は県教育センターのみ閲覧可能です。

視覚障がいがある場合は、文部科学省検定教科書に替えて拡大教科書を選定できます。教科書の選定については、市町村教育委員会にお問い合わせください。

◎ デジタル教科書の使用について

各学校・教育委員会や教師がそれぞれの創意工夫を生かし、児童生徒の学習を充実させたり、教科書の内容への利便性を高めたりするための道具の一つとして学習者用デジタル教科書を活用することができます。

使用にあたっては、通常の紙の教科書を使っていることが基本となります。より一層の効果を上げるために学習者用デジタル教科書を併せて使うことになります。デジタル教科書は有償になるので、市町村教育委員会に相談し、共通理解を図って導入することになります。使用するときは教育委員会に届けを出し、承認を受けることになります。

特別支援教育等における活用例として以下のようなことがあります。

- ・視覚障がいのある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- ・発達障がいのある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用

詳細につきましては、文部科学省のホームページの「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/139/houkoku/_icsFiles/a_fieldfile/2018/12/27/1412207_001.pdf



◎ 音声教材について

音声教材は、発達障がい等により、通常の検定教科書では、一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材です。

【参照】「音声教材」文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm

(11) 特別支援教育に係る校内委員会・就学相談



① 校内委員会について

【発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン

(平成29年3月文部科学省)】より

【参照】「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm

校長のリーダーシップの下、全校的な教育的支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。校長は、校内委員会を設置し、開催に当たっての手順を明確にした上で、全校的な教育支援体制を確立することが重要です。

特別支援学級の担任は、校内委員会の一員として、特別支援学級の児童生徒や、校内の支援が必要な児童生徒の指導・支援にかかわります。特別支援教育に係る校内委員会に、就学、教育相談、生徒指導等に係る校内委員会等の機能を包括して組織している場合も多いです。就学前から卒業、社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させることが大切です。

＜特別支援教育に係る校内委員会の役割、支援までの手順＞

- ☐ 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- ☐ 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうか検討する。
- ☐ 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- ☐ 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- ☐ その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。



② 就学相談について

平成25年9月、就学先の決定手続きに関して「教育支援資料」として取りまとめられています。山形県教育委員会では、「教育支援の手引」を発行しています。

「教育支援委員会」は、既存の就学指導委員会に、早期からの一貫した支援の充実の機能を拡充して設置されています。市町村教育委員会は、この教育支援委員会の助言を参考にして総合的な就学の判断を行います。

就学相談において、特別支援教育に係る校内委員会は、児童生徒本人・保護者・市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うために重要な役割をもっています。

＜就学相談に係る資料（就学先決定に当たっての考え方）＞

障害のある児童生徒の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である。

なお、この場合においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなる。その上で、保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意することが必要である。保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要である。

市町村教育委員会は、保護者への情報提供や相談を十分に行うとともに、保護者の意見を可能な限り尊重した上で子供にとって最も適切な就学先を判断することが必要である。また、就学移行期の個別の教育支援計画の作成・活用を通じ保護者との共通認識を醸成しておくことや、後述する継続的な教育相談・指導を実施することなどにより、適切かつ柔軟できめ細かな対応を行っていくことが求められる。

（「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～※」
第2編第4章1（2）平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

※「教育支援資料」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



(12) 特別支援教育に関する相談



具体的な個別の事例（在籍児童生徒への支援の在り方、授業づくりについて等）に対するアドバイスが必要な場合には、特別支援学校の教育相談、県の特別支援巡回相談事業、山形県教育センターの出前サポート等をぜひ活用ください。

ハンドブック 補足資料p98～99参照

<参考となるサイト>

【全国】

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

<http://www.nise.go.jp/nc/>

発達障害教育推進センター

http://icedd_new.nise.go.jp/

インクルーシブ教育システム推進センター

http://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center

発達障害情報・支援センター

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

障害福祉サービス等情報検索

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

全国手をつなぐ育成会連合会

<http://zen-iku.jp/>

日本ライトハウス（視覚障がい関係）

<http://www.lighthouse.or.jp/>

全日本ろうあ連盟

<https://www.jfd.or.jp/about/kamei>

日本肢体不自由教育研究会

<https://www.normanet.ne.jp/~nishiken/index2.html>

全国特別支援学校病弱教育校長会

<http://www.zentoku.jp/dantai/jyaku/index11.html>

日本自閉症協会

<http://www.autism.or.jp/>

かんもくネット

<http://kanmoku.org/>

全国LD親の会

<http://www.jpald.net/kyozaidb.html>

【山形県関係】

山形県教育庁 特別支援教育課

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/>

山形県の障がい児・障がい者に関する福祉・医療等の情報

<https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/hogai/>

山形県聴覚障がい者情報支援センター

<http://y-mimi.sakura.ne.jp/index.html>

「発達障がい」に関する相談窓口

<https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/kosodate/shoni/8090004hattatusyogai-madoguchi.html>



卷 末 資 料



「学校における合理的配慮」について

学校における合理的配慮とは

障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために

① 学校の設置者及び学校が

必要かつ適当な変更・調整を行うこと

② 障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に

個別に必要とされるもの

③ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において

均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

【合理的配慮の決定・提供のプロセス】

(P-D-C-A)

Plan (意思の表明、調整、決定)

- ◎本人・保護者からの申出や担任等の気づきから
- ◎校内委員会等での検討
- ◎本人・保護者と学校の合意形成
- ◎個別の教育支援計画への明記と共有

Action (見直し)

- ◎合理的配慮の見直し

Do (提供)

- ◎合理的配慮の提供

Check (評価)

- ◎本人・保護者との振り返り

合理的配慮の具体例（データベース）
国立特別支援教育総合研究所 HP
(<http://inclusive.nise.go.jp/>)

「合理的配慮」の観点（１～３観点、①～⑪項目）

１ 教育内容・方法

＜教育内容＞ ① 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

② 学習内容の変更・調整

＜教育方法＞ ③ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

④ 学習機会や体験の確保

⑤ 心理面・健康面の配慮

２ 支援体制 ⑥ 専門性のある指導体制の整備

⑦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

⑧ 災害時等の支援体制の整備

３ 施設・設備 ⑨ 校内環境のバリアフリー化

⑩ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

⑪ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

各種援助制度・相談事業等



児童生徒の障がい種別や障がいの状態によって、本人や家族を援助するために、教育、福祉、医療、労働等において各種援助制度があります。特に、特別支援学級の児童生徒に関連するものについては、知っておくようにしましょう。

1 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等へ就学する障がいのある幼児児童生徒の保護者に対して、「特別支援教育就学奨励費」が支給されます。

就学のために必要な経費のうち、学校給食費・通学費・寄宿舍居住に伴う経費（寝具や日用品等の購入、食費など）・修学旅行費・学用品等購入費などについて、保護者の負担能力の程度に応じその全部又は一部が支給されるものです。

小・中学校においては、各市町村の教育委員会より支給されます。各学校の事務担当者が窓口になって、事務を担当しています。

2 障害者手帳

(1) 療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導相談や支援を受けやすくするために交付しています。

この手帳を受けるには、本人のお住まいの市町村の福祉担当課へ申請していただいた後、知的障がい者更生相談所などが障がいの程度を判定し、各総合支庁が交付しています。

判定は、18歳未満の児童は児童相談所、18歳以上の方は知的障がい者更生相談所で行われます。

交付手続き等詳しくは、市町村福祉担当課にお問い合わせください。

【参考】知的障がい者更生相談所	電話：023-627-1364
中央児童相談所	電話：023-627-1195
知的障がい者更生相談所庄内支所	電話：0235-22-0790
庄内児童相談所	電話：0235-22-0790

(2) 身体障害者手帳

更生医療の給付や補装具の交付、施設への入所等、身体障害者福祉法による各種の援護を受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。

この手帳は、目、耳、口、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害を有する者に対して、法に定める身体障害者であることの証票として交付されます。

身体障害者手帳の交付を受けた者は、同法によるいろいろな援護のほか、税の減免や旅客鉄道運賃の割引等、各種の制度を利用することができます。

この手帳を受けるには、関係書類を添えて本人のお住まいの市町村を經由して、都道府県知事に提出することが必要です。

交付手続き等詳しくは、市町村福祉担当課にお問い合わせください。

【参考】 身体障がい者更生相談所 電話：023-627-1197

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。申請はお住まいになっている市町村福祉担当窓口になります。

この手帳を受けるには、所定の様式による申請書や診断書等が必要ですので、通院している医療機関にご相談のうえ、手続きに関することはお住まいの市町村福祉担当窓口にお問い合わせください。なお、平成28年1月から、精神障害者保健福祉手帳の申請等手続きで、マイナンバーの記載が必要となります。必要書類に加えて、マイナンバーに関する書類が必要となります。

【参考】精神保健福祉センター 電話：023-624-1217

3 特別児童扶養手当

20歳未満の精神や身体に障がいのある児童が健やかに育成されるように、児童を在宅で養育している両親等に支給され、障がいの程度により、1級（重度）と2級（中度）に分けられます。

手当を受けるには、児童の障がいに関する診断書等を添えて、市町村の担当窓口で手続きをして、県知事から受給資格の認定を受ける必要があります。なお、所得により手当の支給に制限があります。

4 障害児福祉手当

20歳未満で心身に重度の障がいを有する在宅の障がい児本人に対しては障害児福祉手当が支給されます。手当を受けるには、障がいに関する診断書などを添えて、市町村の担当窓口申請する必要があります。

なお、所得により手当の支給が制限されるなどの条件がありますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

5 重度心身障がい（児）者医療制度

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方、特別児童扶養手当1級、国民年金障害等級1級を受給している方などは、重度心身障がい（児）者医療給付を受けることができます。給付の申請等は市町村で受け付けています。

健康保険や国民健康保険などの医療保険の自己負担額が市町村から助成されます。なお、対象、給付内容の詳細については市町村にお問い合わせください。

6 障がい者（児）の旅客運賃等の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていることを条件として、次の旅客運賃割引を受けることができます。校外学習等において活用できるものもあります。

JR運賃：乗車券等の購入の際、身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

バス料金：料金支払時あるいは乗車券購入時に身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

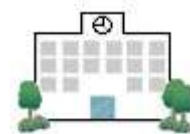
タクシー料金：乗車時に身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

航空運賃：身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

有料道路料金：身体障害者手帳又は療育手帳が必要です。手続きについては、各市町村福祉担当課にお問い合わせください。

7 教育相談機関

障がいのある幼児、児童生徒に対しては、障がいの状態、発達段階及び特性などを総合的に把握し、見通しをもった教育をしていくことが大切です。



(1) 特別支援学校

障がいに応じて、次の特別支援学校で随時相談を受け付けています。

相談対象障がい種	学校名	所在地	電話
視覚障がい	山形県立山形盲学校	〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬 1111	023-672-4116
聴覚障がい	山形県立山形聾学校	〒990-2314 山形市大字谷柏 20	023-688-2316
聴覚障がい	山形県立酒田特別支援学校	〒998-0005 酒田市大字宮海字新林 307	0234-34-2019
知的障がい 情緒障がい	山形県立酒田特別支援学校	〒998-0005 酒田市大字宮海字新林 307	0234-34-2026
	山形県立米沢養護学校	〒992-0035 米沢市太田町 4-1-102	0238-38-6101
	// やまなみ学園分教室	〒992-0033 長井市今泉 1812	0238-88-9118
	// 長井校（小中）	〒992-0034 長井市歌丸 976	0238-88-5277
	// 西置賜校（高）	〒993-0051 長井市幸町 9-17	0238-84-5520
	山形県立新庄養護学校	〒996-0002 新庄市大字金沢字金沢山 1894-4	0233-22-3042
	山形県立村山特別支援学校	〒990-2314 山形市大字谷柏元下谷柏 43	023-688-2995
	// 山形校（小）	〒990-0034 山形市東原一丁目 1-9	023-625-1006
	// 天童校（小）	〒994-0022 天童市大字貫津 591	023-651-1612
	山形県立楯岡特別支援学校	〒995-0011 村山市楯岡北町 1-8-1	0237-55-2994
	// 寒河江校（小）	〒990-0525 寒河江市大字米沢 643-2	0237-83-2955
	// 大江校（中高）	〒990-1111 大江町大字三郷丙 1403-1	0237-85-0722
	山形県立上山高等養護学校	〒999-3201 上山市宮脇 600	023-672-3936
	山形県立鶴岡高等養護学校	〒997-0834 鶴岡市稲生 1-28-33	0235-22-0581
	山形県立鶴岡養護学校	〒997-0047 鶴岡市大塚町 5-44	0235-24-5995
病弱・虚弱	山形県立鶴岡養護学校 おひさま分教室 （こころの医療センター内）	〒997-0019 鶴岡市茅原字草見鶴 51-1	0235-25-2240
病弱・虚弱 情緒障がい	山形県立山形養護学校	〒990-0876 山形市行才 116	023-684-5722
肢体不自由	山形県立ゆきわり養護学校	〒999-3145 上山市河崎 3-7-1	023-673-5023

(2) 障がいのある子どもの巡回・発達相談事業（にこにこ相談）

障がいがある、発達に心配がある、養育についての不安がある等の幼児児童とその保護者のための教育相談会です。県内7会場において年間3回、継続的に教育相談を受け付けます。

申し込みやお問い合わせなど詳しくは、県教育センターの専用電話をご利用ください。

専用電話 023-654-6060

8 特別支援巡回相談事業（ハンドブックp100参照）

幼稚園・保育所、小・中学校（通常の学級、特別支援学級）、高等学校の担当者等を対象に、子供理解や授業、教育課程等についての相談や研修について支援します。

特別支援学級から依頼する場合は、相談を希望する特別支援学校に事前に電話で打診し、相談内容・期日を確認の上、派遣申請書を特別支援学校に提出します。

詳細については、特別支援学校にお問い合わせください。なお、小・中学校の通常の学級の児童生徒を対象にした巡回相談については、各教育事務所にお問い合わせください。

9 県教育センターの特別支援学級向けの研修・相談事業

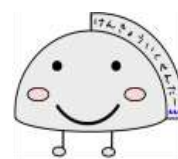
(1) 研修講座（特別支援学級新担任基礎研修）

(2) カリキュラムサポートプラザ（出前サポート・来所サポート・資料提供サポート等 随時）

県内全校種の学校を対象に、子供理解や授業、教育課程等についての研修や相談について、山形県教育センター指導主事が支援します。

詳細については、山形県教育センター「研修講座案内」、又は山形県教育センターホームページ「カリキュラムサポート事業（<http://www.yamagata-c.ed.jp/研修事業/カリキュラムサポート事業/>）」をご覧の上、お問い合わせください。

特別支援学級の先生方同士の情報交換から、指導・支援のヒントを得られることもあります。研修等の機会を活用して、継続的につながっていきましょう。



専門の巡回相談員（特別支援学校教員、小・中学校教員）が、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等で特別支援教育を推進するための支援をします。

特別支援巡回相談事業

山形県教育委員会

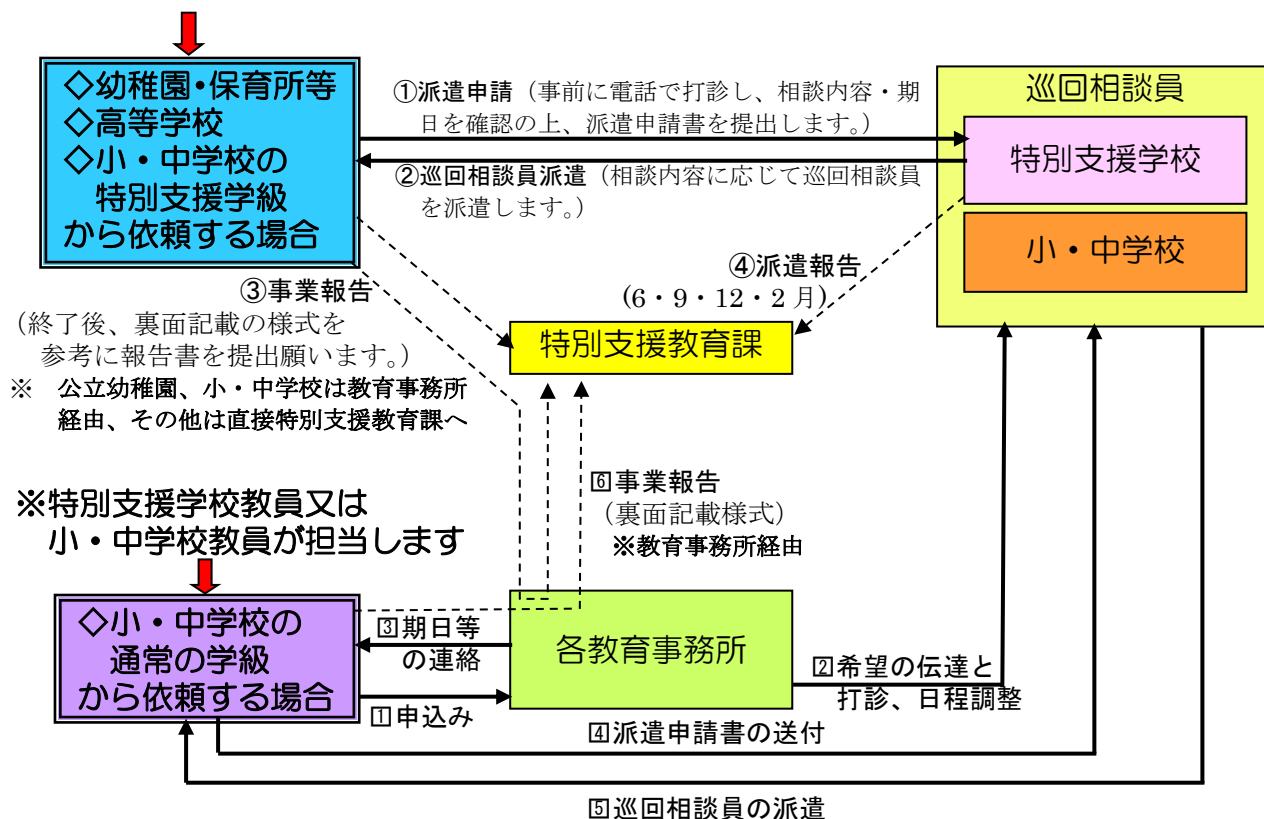
幼稚園・保育所、小・中学校（通常の学級、特別支援学級）、高等学校の担当者等を支援します。

たとえば、こんな場合にご活用ください。

- ・子どもの実態把握や支援方法について相談したい。
- ・特別支援学級の学級経営や教育課程編成について相談したい。
- ・授業研究会を行うので、指導・助言をお願いしたい。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成について助言をお願いしたい。
- ・幼稚園・保育所等、学校の特別支援教育体制づくりについて助言がほしい。
- ・市町村教育研究会や学校・幼稚園・保育所等で、特別支援教育の研修会を行う際の講師を依頼したい。
- ・発達障がいのある生徒の就労支援について、相談したい。

申請・派遣等の手続き

※特別支援学校教員が担当します



問い合わせ先：教育庁特別支援教育課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL (023) 630-3346 FAX (023) 630-2774

<引用・参考文献>

- 1) 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」（東洋館出版社）平成30年
- 2) 文部科学省「小学校学習指導要領解説総則編」（東洋館出版社）平成30年
- 3) 文部科学省「小学校学習指導要領解説国語編」（東洋館出版社）平成30年
- 4) 文部科学省「小学校学習指導要領解説理科編」（東洋館出版社）平成30年
- 5) 文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）」（東山書房）平成30年
- 6) 文部科学省「中学校学習指導要領解説総則編」（東山書房）平成30年
- 7) 文部科学省「中学校学習指導要領解説数学編」（日本文教出版）平成30年
- 8) 文部科学省「中学校学習指導要領解説社会編」（東洋館出版社）平成30年
- 9) 文部科学省「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」平成30年
- 10) 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」（開隆堂出版）平成30年
- 11) 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）」（開隆堂出版）平成30年
- 12) 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（開隆堂出版）平成30年
- 13) 文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために（平成29年3月）」平成29年
- 14) 文部科学省「教育支援資料」平成25年
- 15) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「小学校・中学校管理職のための特別支援学級教育課程編成ガイドブック―試案―」平成28年
- 16) 秋田県総合教育センター「特別支援学級新担任の手引【改訂版】」平成29年
- 17) 石川県教育総合研修センター「初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック」
- 18) 岩手県立総合教育センター「特別支援学級の手引」平成30年
- 19) 岡山県総合教育センター「特別支援学級担任のためのハンドブック 増補版」平成27年
- 20) 香川県教育委員会「改訂版 特別支援学級担任・通級指導教室担当者のための特別支援教育ハンドブック」平成27年
- 21) 群馬県総合教育センター「特別支援学級教育課程編成ガイドブック」平成31年
- 22) さいたま市教育委員会「特別支援学級担任の手引―特別支援教育の充実を目指して―」平成29年
- 23) 千葉県総合教育センター「特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ」
- 24) 長崎県教育委員会「令和元年度 特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引」
- 25) 長野県教育委員会「特別支援学級ガイドライン」平成26年
- 26) 新潟市教育委員会「管理職と担任のための特別支援学級ガイドブック」平成29年
- 27) 兵庫県立特別支援教育センター「小学校・中学校教職員のための特別支援教区ハンドブック」平成30年
- 28) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課「令和元年度特別教育課程編成の手引」令和元年
- 29) 山形県教育委員会「教育支援の手引―障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続きについて―」平成26年
- 30) 山形県教育委員会「学校における「合理的配慮」～共生社会の形成に向けて～」平成28年
- 31) 山形県教育委員会「共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進リーフレット」平成29年
- 32) 山形県教育委員会「第3次山形県特別支援教育推進プラン（平成30年～（5か年））」平成30年
- 33) 山形県教育委員会「令和元年度山形県の特別支援教育」令和元年
- 34) 山形県教育センター「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」平成25年
- 35) 山形県教育センター「管理職と担任のための特別支援学級の手引―平成27年度版―」平成27年



山形県教育センター
イメージキャラクター「せんたん」

「特別支援学級ハンドブックー令和2年度版ー」

令和2年4月

編集 山形県教育センター特別支援教育課

〒994-0021

山形県天童市大字山元字犬倉津2515

TEL 023-654-2155 (代)

FAX 023-654-2159

URL <http://www.yamagata-c.ed.jp/>

E-MAIL kyose-kensyu@pref.yamagata.jp